

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立啓明小学校 令和5年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達のための SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

啓明小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を及ぼす許されない行為であり、全ての児童に関係する問題です。
全ての児童が安心して学校生活を送り、明るく元気に学び、健やかに成長していくため、『いじめのない学校』を目指して、『啓明小学校いじめ防止基本方針』を策定いたしました。

啓明小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

本校では、「学校いじめ対策組織」を設置しています。校長をリーダーとして、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導部長、養護教諭で構成しています。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加え組織的にいじめ問題に取り組みます。
「学校いじめ防止基本方針」に基づき、年間計画の作成、計画実施の充実を図り、未然防止・早期発見・早期解決を行っていきます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

本校では「学校いじめ防止プログラム」を作成して、年間を通していじめ防止の取組を行っています。
月例会いじめ対策会議をはじめ、9年間の人権プログラムに基づいた思いやりの心を育む教育活動、定期的なストレスチェックによる児童の困り感の把握、児童との教育相談、保護者面談、いじめアンケート調査、学校評価（児童・保護者）等の活動を通して、いじめのない学校を目指します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の啓明小学校のいじめ相談窓口は、生徒指導部長（主幹教諭）です。

連絡先 0166-31-4195（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川市子ども総合相談センター（代表電話） （子どもホットライン）	0166-26-5500 0120-528506	月・金 8:45～20:00 火・水・木 8:45～17:15
旭川地方法務局（子どもの人権110番）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部（少年相談110番）	0120-677-110	月～金 8:45～17:30



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kura-shi/218/251/257/d065960.html>

